２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　法第二十八条の四十九第一項の認定を受けようとする者の定款（これに準ずるものを含む。）の写し及び当該者が登記をしている場合にあっては、当該登記に係る登記事項証明書

二　貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合にあっては、これらに準ずるもの）

三　当該整備等計画の実施に必要な資金の使途、調達方法及び返済方法についての内訳を記載した書類

四　当該者が法第三条又は法第二十七条の四の許可を受けたことを証する書類

３　経済産業大臣は、第一項の申請書及び前項の書類のほか、整備等計画が法二十八条の四十九第三項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

（整備等計画の認定）

［新設］

第四十五条の三十一　経済産業大臣は、法第二十八条の四十九第一項の規定により整備等計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めに照らしてその内容を審査し、当該整備等計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として三月以内に、認定申請者に様式第三十一の三十による認定書を交付するものとする。

２　経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十一の三十一による通知書を認定申請者に交付するものとする。

３　経済産業大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第三十一の三十二により、当該認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一　認定の日付

二　整備等計画認定番号

三　認定整備等事業者の名称

四　認定整備等計画の概要

（認定整備等計画の変更に係る認定の申請及び認定）

［新設］

第四十五条の三十二　認定整備等計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第二十八条の五十第一項の認定を要しないものとする。この場合において、当該軽微な変更を行った認定整備等事業者は、遅滞なく、様式第三十一の三十三によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

２　法第二十八条の五十第一項の規定により、整備等計画の変更の認定を受けようとする認定整備等事業者（以下この条において「変更申請者」という。）は、様式第三十一の三十四による申請書（以下この条において「変更申請書」という。）を経済産業大臣に提出しなければならない。

３　経済産業大臣は、前項の変更申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第二十八条の五十第四項において準用する法第二十八条の四十九第三項の定めに照らしてその内容を審査し、変更の認定の申請のあった認定整備等計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として三月以内に、変更申請者に様式第三十一の三十五の認定書を交付するものとする。

４　経済産業大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十一の三十六による通知書を変更申請者に交付するものとする。

５　経済産業大臣は、第三項の変更の認定をしたときは、様式第三十一の三十七により、当該変更の認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一　変更の認定の日付

二　変更後の整備等計画認定番号

三　認定整備等事業者の名称

四　変更後の認定整備等計画の概要